

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和6年度第4回朝霞市子ども・子育て会議	
開催日時	令和7年2月14日（金）午後2時00分から午後3時33分まで	
開催場所	朝霞市民会館（ゆめばれす）会議室梅	
出席者及び欠席者の職・氏名	【出席委員 16名】 嶋崎会長、鈴木副会長、山谷委員、齋藤委員、矢田委員、金子（雅）委員、川合委員、岡部委員、神部委員、西委員、宮永委員、安孫子委員、金子（和）委員、喜多委員、吉村委員、鶴田委員 【欠席委員 9名】 小林委員、宮内委員、田島委員、吉山委員、佐藤委員、獅子倉委員、藤田委員、渡邊委員、江川委員 【事務局 14人】 堤田こども・健康部長 玄順こども・健康部次長兼保育課長 保育課：河本主幹、金子補佐、佐久間係長、山守係長 健康づくり課：齋藤課長、曾我係長 こども未来課：高橋課長、石田補佐、永山係長、曾根田主任、榎本主任 株式会社船井総合研究所：張氏	
議題	（1）朝霞市子ども・子育て支援事業計画 令和5年度実施事業進捗状況報告書（案）について （2）朝霞市こども計画（案）について （3）その他	
会議資料	・次第 ・資料1 第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画 令和5年度実施事業進捗状況報告（案） ・資料2 こども計画素案 ・資料3 こども家庭センター開設計画（案） ・参考資料 市民コメント結果 朝霞市こども計画（素案） ・参考資料 朝霞市こどもモニター 令和6年度第2回アンケート集計結果 ・朝霞市こども計画（概要版）	
会議録の作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 ICレコーダー による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

○司会（石田補佐）

開会前でございますが、委員の皆様にお諮りいたします。

本日の審議会の開催につきましては、「市政の情報提供及び審議会等の会議開催・公開に関する指針」により、本審議会は原則公開となっております。

皆様、この会議は公開としてよろしいでしょうか。

【異議なし】

○司会（石田補佐）

特に御意見がなければ、本日の会議は公開といたします。

事務局は、傍聴希望者の確認を行い、希望者がいる場合は入室を許可してください。

【傍聴人なし】

○司会（石田補佐）

定刻となりましたので、ただいまから第4回朝霞市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

本日、進行を務めさせていただきます、こども未来課の石田と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、出席委員数及び配布資料の確認をさせていただきます。

【出席委員数確認】

【配布資料確認】

それでは、まず初めに嶋崎会長より御挨拶をお願いしたいと存じます。

○嶋崎会長

皆さん、こんにちは。今日は寒いところ御足労いただきまして、御苦労様です。今年度の会議は今日で最後になります。事前に資料1、2、3が配布されていると思いますが、事務局からこの整理した内容を説明していただいて、最終確認をするということになります。皆さんに読んできていただき、誤字脱字、適切な文言といったことも含めて、最終的な確認を行いたいと思っております。会議としての我々の仕事の総まとめになりますので、その辺りのところを考えていただきながら、御発言内容を精査していければと思っております。どうかよろしくお願いいたします。以上です。

○司会（石田補佐）

ありがとうございました。

それでは、これからの進行は、会長をお願いしたいと存じます。

○嶋崎会長

それでは、議題1「子ども・子育て支援事業計画 令和5年度実施事業進捗状況報告書（案）」について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（永山係長）

資料1を御覧ください。

こちらの報告書（案）は、第2回、第3回の会議におきまして、令和5年度に実施いたしました子ども・子育て支援事業について、委員の皆様を確認及び評価を行っていたものをまとめたものとなっております。表紙をめくっていただくと、目次となっております。こちらの内容は、昨年度の報告書に準じて作成をしており、年度及びページ番号のみ更新しております。

1ページを御覧ください。ページの前段から中段は、計画や本会議についての役割や目的の説明と評価の基本的な考えが示されており、後段は本年度に関する記述をしております。

後段の、「令和5年度においては」以降の部分をお読みください。令和5年度につきましては、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に5類に移行したことから、それまで縮小等により実施してきた事業を、感染症対策を講じながら通常実施できたことで利用者増につながったことを記述しております。支援事業につきましては、一部の事業において前年度と比べて評価が上がった事業がございました。関連事業につきましては、事業によって評価の上下はあるものの、B及びC評価が令和4年度と比べ減少していることから、概ね進捗していることについて記述しております。

また、第2期計画が令和6年度で終了することから、令和5年度と令和6年度で次期計画を進めていることや「こども基本法」に基づき、計画の名称を「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」から「朝霞市こども計画」に変更したことなどを記述いたしました。

一番下の枠には、第2期計画の基本理念を記載しております。

2ページをお読みください。このページは、本会議が行う計画の進捗管理に関する説明のページとなっております。このページに関しては、年度の更新以外は昨年度からの変更はございません。

3ページをお読みください。このページは、実施事業の進捗状況を表にまとめたものとなっております。上段の①が支援事業、下段の②が関連事業で、それぞれAからDの評価について内訳と合計を示しております。なお、②関連事業の令和5年度の合計につきましては、本来は132事業となりますが、一番下の※2にありますとおり「事業番号37 障害児放課後児童クラブ事業」と「事業番号95 朝霞地区青少年健全育成地域の集いの開催」の2事業が令和4年度で廃止となったため令和5年度の実績がございませんので、合計が130事業となっております。

4ページをお読みください。4ページから33ページまでは、支援事業について、各事業の事業概要や成果、自己評価、会議評価のほか、委員の皆様からいただいたコメントを記載しております。

34ページをお読みください。34ページから38ページまでは、関連事業の各事業について、第2期計画期間である令和2年度からの事業評価の進捗状況を掲載しております。なお、先ほどお伝えしました「事業番号37」と「事業番号95」については、廃止事業であることがわかるよう色を付けております。

39ページを御覧ください。39ページから41ページは、関連事業について、委員の皆様からいただいたコメントを記載しております。

42ページを御覧ください。42ページと43ページは、令和5年度の本会議及び部会の開催日と議題を記載しております。

44ページから45ページは、本会議の条例を掲載、最後、46ページは令和5年度の本会議の委員名簿を記載しております。

議題1についての説明は以上となります。

○嶋崎会長

御意見いかがでしょう。

○喜多委員

発達障がいのお子さんに対して個別計画を作成するにあたり、相談支援員と相談する必要があるが、その相談員の空きがなく、自分たちでプランを作成するというような状況が多発していると聞いている。育み支援バーチャルセンター事業に関する記載があるが、相談員の人手不足について朝霞市の取組についてお聞きしたいです。

○事務局（曾我係長）

育み支援バーチャルセンターに関しては、実際にセンターができるわけではないですが、発達に関係する部署が集まった集合体になります。お子さんの発達過程を皆さんで見守っていき、関係する場所が手をつないで支援していきましょうという集合体のことを指すものになります。

発達障がいのお子さんを支援していく事業所の数は確かに足りておらず、セルフプランを作成するようにという話があります。管轄は障害福祉課になります。

○喜多委員

セルフプランについてわからない保護者が多いと思いますが、どこに相談すれば良いのでしょうか。

○岡部委員

自分の法人内でも相談支援センターを設置しています。相談というのは、診断を受けたお子さんが児童発達支援のサービスを受けたいときに、どんなプランでどんなサービスを使ったらいいのかというのを相談に乗ってくださる方が相談支援センターの相談員になります。診断を受けたお子さんが18歳になるまで担当することになります。相談員のキャパシティも限りがありますので、利用したいお子さんが増えてきますと、支援員も不足が起こるということです。

セルフプランの作成に関する相談は、保健センターの保健師さんなども相談に乗ってくれると思います。

○嶋崎会長

そのほか御意見ありますでしょうか。ないようであればこちらの内容で承認とします。続いて、朝霞市こども計画について事務局から説明をお願いします。

○事務局（永山係長）

それでは、議題２ 「朝霞市こども計画（案）」について説明をさせていただきます。
資料２を御覧ください。

１１月１２日の第３回子ども・子育て会議におきまして、朝霞市こども計画素案をお示しし、委員の皆様から御意見等をいただきました。また、１１月に開催しました庁内検討委員会や、１１月から１２月にかけて実施しました市民コメント及び職員コメント、こどもモニター制度において意見聴取を行い、市民コメントでは個人８名から１８件、１団体から１件、職員コメントでは１名から１件、こどもモニターは２０名から御意見をいただき、会議での委員の皆様からの御意見と合わせ、修正出来る部分については反映し、朝霞市こども計画案を策定いたしました。計画案の策定後、庁内の合意形成の場を経て、本日、皆様に最終的な計画案としてお示しさせていただいております。

本日は、素案からの修正点等について説明させていただき、本会議におきまして御承認をいただければと考えております。

なお、市民コメント及び職員コメントの結果と、計画案の内容を抜粋した概要版としまして、カラー印刷したものを、本日、参考資料として配付いたしましたので参考までに御覧ください。

それでは、項目・章ごとに説明してまいります。

まず、表紙につきましてですが、こちらは黒目川と土手の桜並木、そこに集う親子や若者などをイメージして作成いたしました。「朝霞市こども計画」の位置が、やや上にありますので、バランスをみて調整したいと思っております。

１ページめくっていただき、こちらの「はじめに」では、朝霞市からのあいさつとしまして、こども計画策定にあたり、こども基本法やこども大綱等を踏まえたこと、こども基本法に基づき計画の名称を「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」から「朝霞市こども計画」に変更したことなどを記載する予定となっております。

１ページめくっていただき、目次を御覧ください。こちらのページにつきましては、右ページの「資料編 ９ 用語集」に掲載されていた行ごとのページを削除した以外、大きな変更はございません。表紙から目次までの説明は以上です。

○嶋崎会長

表紙に関する内容について御意見はありますか。

○西委員

表紙に黒目川をイメージしているということでしたが、電車の線路を入れられると、より朝霞市っぽくなると思いました。

○事務局（永山係長）

追加できるよう検討します。

○嶋崎会長

では、次に第１章に関する内容をお願いします。

○事務局（永山係長）

1 ページを御覧ください。まず、第 1 章についての修正点等を説明いたします。1 ページ下の枠にあります「こどもまんなか社会とは」のコラムにつきまして、枠の左上に「コラム」の記載を追加いたしました。こちらは、他のコラムも同様に修正しております。

3 ページを御覧ください。黒丸の上から 2 つめと 3 つめにつきまして、次世代育成支援行動計画に包含されている「こどもの貧困対策計画」と「こども・若者計画」が具体的にどの基本方針に包含されているのかがわかるよう追加いたしました。

4 ページを御覧ください。「5 計画の対象」の※部分につきまして、こども表記に関する説明がわかりづらい部分がありましたので、わかりやすい文言に修正いたしました。第 1 章についての説明は以上です。

○嶋崎会長

第 1 章に関して御意見はありますか。よろしいでしょうか。

では、第 2 章の説明をお願いします。

○事務局（永山係長）

5 ページを御覧ください。5 ページ以降の第 2 章につきましては、全体的にグラフ等の数字が見えづらい部分の修正やタイトルの修正などのみ行っております。

11 ページを御覧ください。「6 障害のあるこどもの状況」につきまして、(2) 障害児通所支援事業利用者数の掲載について意見がありましたので追加いたしました。

15 ページを御覧ください。15 ページ以降に掲載されております「配布」の漢字につきまして、配付する方を特定していることから「布」を「付」に漢字を修正いたしました。また、表の「(2) こどもの生活に関するアンケート調査」の公的扶助受給世帯の実施時期を12月13日から12月15日に修正、ヒアリング調査の児童館利用保護者及び大学生の人数に誤りがありましたので修正いたしました。

17 ページ以降につきましては、資料編の参考ページが変更となりましたので合わせて修正をしております。

20 ページを御覧ください。「こども・若者の意見聴取」としまして、こどもミーティングや学校訪問についてのコラムを追加いたしました。

27 ページを御覧ください。「11 第 2 期計画の振り返り」の「(1) 計画の成果」の事業の順番を変更したほか、「(2) 未達成の指標」について令和 6 年度と令和 6 年度達成目標の位置を入れ替えております。第 2 章についての説明は以上です。

○嶋崎会長

第 2 章のタイトルの部分が、枠に対して文字が少し上にありますので、修正いただきたいと思います。そのほか、第 2 章に関して御意見はありますか。よろしいでしょうか。

では、第 3 章をお願いします。

○事務局（永山係長）

35 ページ以降の第 3 章につきまして説明いたします。

まず、36 ページの下に SDGs のコラムを追加いたしました。

37ページを御覧ください。表の大幅な修正はございませんが、「こどもの貧困対策計画」と「こども・若者計画」がどの基本方針に包含されているかがわかるよう、基本方針欄に追加いたしました。また、基本方針2-1の「(1) こども・若者の安心して過ごせる居場所づくり」を「こども・若者が安心して過ごせる居場所づくり」に修正、基本方針3-2の「(3) 発達の遅れや障害があるこども・若者への支援」を「発達の遅れや障害があるこども・若者と保護者への支援」に修正いたしました。

40ページを御覧ください。こちらには、令和7年4月1日に設置されます「朝霞市こども家庭センター」についてのコラムを掲載いたしました。

また、39ページ、基本方針3-1の下から3行目、下線が引いてある部分の「親支援」となっているところにつきまして、会長から御意見がありましたので「子育て支援」に修正いたします。第3章についての説明は以上です。

○山谷委員

38ページの基本方針3の(4)に「こども」の記載はありますが、「若者」の記載がないのは何か理由はあるのでしょうか。

○事務局（永山係長）

「若者」も追加したいと思います。

○嶋崎会長

そのほか、第3章に関して御意見はありますか。よろしいでしょうか。

では、第4章お願いします。

○事務局（永山係長）

41ページ以降の第4章につきまして説明いたします。

45ページを御覧ください。「事業番号21 青色防犯パトロールカーの運行」が追加となっております。46ページの「事業番号33 通学路の安全点検」と「事業番号34 交通指導員配置事業」につきましては、もともと45ページの「①こどもが犯罪に巻き込まれない社会づくり」に掲載されておりましたが「②こどもが交通事故に巻き込まれない社会づくり」に移動いたしました。

53ページを御覧ください。市民コメントより、施策の方向性「(1) こども・若者が安心して過ごせる居場所づくり」の説明文に、「保育の質の充実を図る」を追加いたしました。

54ページを御覧ください。「事業番号74 図書館運営事業」につきまして「図書館におけるこども向け事業」から事業名を変更、「事業番号76 S A I T A M A 出会いサポートセンター」につきまして「少子化対策事業」から事業名を変更しております。また、事業番号75と76の間に隙間が出来ておりますので修正いたします。

55ページを御覧ください。「事業番号78 小・中学校教育扶助事業」につきましては追加、「事業番号79 朝霞第五中学校特認校」と「事業番号80 中学校自由選択制度」につきましては基本方針4-2(1)から移動、「事業番号81 先進校・研究推進校への視察」につきましては基本方針4-2(2)から移動いたしました。また、「事業番号82 保健体育科、家庭科、道徳等の授業による知識の習得」につきましては、基

本方針 1-1 (1) の再掲として追加いたしました。

60 ページを御覧ください。基本方針 3-1 (1) の事業番号 114 以降の健康づくり課（こども家庭センター）事業につきまして、事業の並び順を妊娠前から出産後までの流れになるよう修正いたしました。

62 ページを御覧ください。職員コメントにより、「事業番号 135 出産・子育て応援給付金、多子世帯応援給付金の支給」を追加いたしました。

66 ページを御覧ください。基本方針 3-2 (3) に掲載のあった「障害者週間における啓発事業」の再掲を削除いたしました。

68 ページを御覧ください。事業番号 181 と 182 の担当課につきまして、「健康づくり課」となっていたものに「(こども家庭センター)」を追記いたしました。

69 ページを御覧ください。事業番号 191 の担当課につきまして、「健康づくり課(こども家庭センター)」から「(こども家庭センター)」を削除いたしました。

70 ページを御覧ください。基本方針 3-3 の(2)に「事業番号 201 まちなかベンチの設置」を追加いたしました。

75 ページを御覧ください。「事業番号 214 延長保育事業」に「(時間外保育事業)」を追加いたしました。

なお、各事業の取組内容につきましては、担当課に確認の上、修正しております。
第4章についての説明は以上です。

○西委員

38 ページから 41 ページのヘッダーが第3章と第4章が混じっていますが、問題ないでしょうか。

○事務局（永山係長）

ページをすべて修正した後に、ヘッダーの修正も行いたいと思います。

○嶋崎会長

そのほか、第4章に関して御意見はありますか。よろしいでしょうか。
では、第5章の説明をお願いします。

○事務局（永山係長）

77 ページ以降の第5章につきまして説明いたします。

78 ページを御覧ください。「3 子ども・子育て支援事業に係る対象人口の見込み」のグラフの下に※でコーホート変化率法の説明文を追加いたしました。また、「4 計画の設定と進捗管理」に、量の見込み・確保の内容の説明文を追加いたしました。

79 ページを御覧ください。ページ真ん中にあります〈事業の見込みと確保内容〉のうち、幼児期の学校教育の確保の内容の人数を修正いたしました。また、市民コメントより、幼児期の保育の量の見込みの人数を修正いたしました。

80 ページを御覧ください。〈実績〉のうち、2 番目の表、延長保育事業の実績につきまして、「年間利用者数（午後6時以降延べ人数）」となっていたものを「1日の平均利用者数（午後6時以降利用人数）」に修正いたしました。

83 ページを御覧ください。〈実績〉のうち、令和5年度の出生者数につきまして、数

字が出ましたので追加いたしました。それに伴い、訪問率も修正しております。

８８ページを御覧ください。〈事業の見込と確保の内容〉のうち、確保の内容の人数を修正いたしました。

８９ページを御覧ください。〈実績〉のうち、ファミリー・サポート・センター事業の後ろに書かれておりました文言を削除いたしました。

９０ページを御覧ください。〈実績〉のうち、延べ受診回数単位を回に統一修正いたしました。また、〈実績の見込みと確保の内容〉の人数を修正いたしました。

９４ページを御覧ください。（１５）児童育成支援拠点事業の〈事業の見込みと確保内容〉の単位を人に修正いたしました。

９６ページを御覧ください。（１８）乳児等通園支援事業につきまして、「（こども誰でも通園制度）」を追加いたしました。第５章についての説明は以上です。

○山谷委員

８８ページの病児保育についての量の見込みと確保の内容に差が出ているのですが、こういった計算方法になるのでしょうか。

○事務局（佐久間係長）

量の見込みにつきましては、年間での実績が１００人を上回るということで、実績に近い形での見込みという形になります。

一方、確保の内容につきましては、１日あたり５名の受け入れということで病児保育の事業所と協定を結んでおりますので、年間２４０日かけた１，２００人を確保の数字とさせていただきます。

○山谷委員

病児保育なので、利用人数は増えれば良いというわけではないのですが、もっと広報を行うなどの対策は行う予定でしょうか。

○事務局（玄順次長）

申し込んでも病気の状況によっては受け入れが難しかったというような、受け入れ体制の部分での課題がございますので、その部分についてはTMGあさか医療センターのたまご保育室と話し合いを進めていきたいと考えております。

一方で、こちらの計画について、利用人数の見込みとしましては、今現在の人数以上の利用はあるだろうということで、１５０人程度の利用見込みがあるという形で見た上で、さらにその人数は今の確保の中では賄えるというような状況で計画の方は立てているという状況でございます。増やしていくかどうかについてはまた別途事業所の方とは検討していきたいと考えております。以上です。

○嶋崎会長

そのほか、第５章に関して御意見はありますか。よろしいでしょうか。

では、第６章の説明をお願いします。

○事務局（永山係長）

９７ページを御覧ください。第６章につきましては、素案から修正等はありません。

○嶋崎会長

第６章に関して御意見はありますか。よろしいでしょうか。

では、最後の説明をお願いします。

○事務局（永山係長）

９８ページ以降の資料編等につきまして説明いたします。

まず、９８ページには資料編の鑑としまして、「１ 策定の経過」から「９ 用語集」までの項目を掲載いたしました。

９９ページを御覧ください。表の一番下にあります本日の会議の日程及び議題について追加をいたしました。

１０３ページから１２２ページは、「子ども・子育て支援に関するアンケートの調査結果」となっており、１１５ページから１１９ページに、こどもの回答に関する結果を追加いたしました。

１２３ページを御覧ください。１２３ページから１３７ページは、「こどもの生活に関するアンケートの調査結果」となっております。１２３ページの調査数に誤りがございましたので修正いたしました。また、前回調査及び埼玉県との比較をする際の留意事項を追加いたしました。１３２ページから１３５ページには、こどもの回答に関する結果を追加しております。

１３８ページを御覧ください。「６ ヒアリング調査」につきましては、調査の種類・調査方法などの概要が掲載されておりましたので追加いたしました。

１５４ページを御覧ください。「８ その他参考」の②こども食堂・フードパントリーの状況につきまして、表から箇条書きに変更し、あさかみらいこども食堂が抜けておりましたので追加しております。また、新たに「みなもと食堂」が出来ましたので、追加いたします。

１５７ページを御覧ください。素案では「ペアレント・トレーニング」の説明の下に余計な文言が入っていましたので削除いたしました。また、や行の「ユニバーサルデザイン」と「幼児教育・保育無償化」の順番が逆となっていましたので修正しております。

１枚めくっていただきまして、ページ下部に記載しております、編集・発行の欄がこども未来課のみとなっておりますので、保育課を追加いたしました。

資料編以降の説明については以上です。

○嶋崎会長

資料編に関して御意見はありますか。よろしいでしょうか。

では、全体を通して承認することに異議はございませんか。

【委員承認】

○嶋崎会長

承認いたします。では、議題3に進めます。

○事務局（高橋課長）

1 ページ目を御参照ください。

こども家庭センターとは、令和4年に成立した改正児童福祉法第10条において、市町村はこども家庭センターの設置に努めなければならないとされました。具体的業務といたしましては、児童福祉と母子保健が連携を図り、全ての妊産婦、子育て世代、こどもへ一体的に相談支援を行うことを目的とする機関であり、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受け、支援をつなぐためのサポートプラン等の作成を行います。

資料に添付している図は、こども家庭庁から発出されたイメージ図となっております。本市の対応といたしましては、一連の法改正を受け、令和5年度からこども・健康部内にワーキングチームを立ち上げ、こども家庭庁創設等に伴う新組織体制の検討をしてまいりました。その後庁内での検討の結果、①「こども家庭センターはこども・健康部健康づくり課に属する『課内室』とし、保健センター内に設置すること」、②「こども家庭センター設置を始めとする新たな組織体制の発足は、令和7年4月1日とすること」、③「室長（センター長）、室長補佐（統括支援員）のほか、センター内に2係（母子保健係、こども相談係）を置くこと」、④「保育課が所管するファミリー・サポート・センターをこども家庭センターに移管すること」などが決定されました。

次に、2 ページ目を御参照ください。職員体制でございますが、こども家庭センターには、センター長、統括支援員を配置するほか、母子保健機能及び児童福祉機能を司るための職員を配置することとなっております。ページ最下段の枠内に、本市における職員配置数（予定）を記しておりますので御参照ください。

次に、3 ページ目を御参照ください。業務内容でございますが、1 点目といたしまして、母子保健と児童福祉の一体的支援を行います。こども家庭センターには、主に母子保健の相談等を担当する保健師等と、主に児童福祉（児童虐待対応や家庭児童相談）の相談等を担当する専門職の配置に加え、両分野の専門的知識を有する統括支援員を新たに配置し、状況に応じた専門的支援を行います。また、支援の必要な家庭を把握するため、保健師等による妊娠届から妊産婦健診、新生児訪問、乳幼児健診等の場も活用するとともに、支援が必要と判断した家庭については、統括支援員、母子保健、子育て世代包括、児童福祉の各分野合同による支援会議により支援方針を決定するなど、母子保健と児童福祉の一体的な支援をワンストップで行います。

2 点目としたしまして、支援メニューをマネジメントした「サポートプラン」等による支援を行います。母子保健サービスや子育て支援を必要とする妊産婦や子ども・子育て世帯に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、それに基づく支援を行います。

3 点目といたしまして、相談機能を充実します。身近な場所で子育て等さまざまな悩みについて気軽に相談できるよう、複雑・多様化する家庭環境などに対応できる相談・支援体制の強化と支援メニューの充実を図ります。

新たな支援メニューの案といたしまして、緊急サポート事業（緊急で育児支援等が必要な世帯に支援員等を派遣）、産後ケア事業（周産期ケア事業として医療施設等への入院

支援)、子育て世帯訪問支援事業(要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象とした家事、養育等支援)がごございます。

次に、4ページ目を御参照ください。朝霞市こども家庭センターの概念図を示しておりますが、資料の1ページに添付しているこども家庭庁から発出されたイメージ図に照らし、本市での支援スキームを示した図でございします。特に、子育てに関する相談があった場合の流れとして、資料右上に支援会議とフィードバックとして、電話・窓口対応、受理会議、連絡会議、見直し会議、要保護児童対策地域協議会実務者会議などにおいて支援方針等を決定するほか、適宜、事例検討会を開催し、ケースの振り返りを行うこととしております。なお、子育てに関する相談は多岐にわたり、こども家庭センターのみでは解決しないことも多いものと思われまますが、資料下段に連携する関係機関の一例を示しておりますので、こども家庭センターが子育て支援のワンストップ窓口となつてまいりたいと考えております。

最後に、5ページ目を御参照ください。こども家庭センターの執務スペースでございしますが、保健センターの1階に子育て機能を集約することから、健康づくり課の予防係と健康推進係は2階に移動します。1階事務所には、これまで市庁舎で執務を行っていたこども未来課こども相談係が移動いたします。また、同じく1階の子育て世代包括支援センターには、保育課からファミリー・サポート・センターが移動します。相談室においては、母子相談や栄養相談、家庭児童相談やペアレント・トレーニングなどを行います。報告は以上でございします。

○喜多委員

こども相談係の対応時間は平日の朝から夕方まで間違いはないでしょうか。

○事務局(高橋課長)

基本的には平日の8時半から17時15分と考えております。それ以外の時間帯で相談事項がある場合は児童相談所等も広報し、夜間での相談体制が取れるように、連携の方は今でもしているところでございします。

○吉村委員

こども家庭支援員が2名と虐待対応専門員が2名って書かれているのですがけれども、具体的にどのような対応をしてくださるのでしょうか。

○事務局(高橋課長)

こども相談係の方では事務職員、保健師と社会福祉士の資格を持っている者がおります。こども家庭支援員につきましては、家庭児童相談員が4名いますので、対応していく予定でございします。

○西委員

利用者支援専門員の配置において「保健師可」と記載しているが、保健師の配置との兼務ではなく、別々での配置であるという認識で良いでしょうか。

○事務局（高橋課長）

特定の保健師が利用者支援専門員になるわけではなく、全員がその役割も果たしながらこれまでどおり業務を進めていくということで考えているところでございます。

○西委員

こども家庭センター設置にあたって、保健師や専門員の人数の増減はどうなりますか。

○事務局（高橋課長）

センター長と統括支援員が増員になるということで、保健師自体の増員の方はございません。こども相談の方の人材も変わるものではございません。

○西委員

こども家庭センターになることによって、職員の皆さんはワンストップでやりやすくなるという認識でよろしいですか。

○事務局（高橋課長）

現在は物理的に市役所本庁舎と保健センターの方で分かれて業務を行っており、月1回の連絡会議で情報共有を行っていますが、同じ場所にいるということで、重篤な事案などを受けた場合、即時にレスポンスができるといったメリットとはあるかと考えております。

○嶋崎会長

4月1日から事業が開始するということですが、センター長は決定していますか。

○事務局（堤田部長）

人事異動の内示がまだ出ていませんので、具体的な人選はまだ決まっていません。ただ、統括支援員については資格のある職員に依頼をしており、配属される予定であります。

○嶋崎会長

新たな事業として、ちゃんと機能するかどうかというところが不安に思われているところだと思います。

○事務局（堤田部長）

こども相談係と母子保健係が同じ部屋で隣り合わせていますので、いままでは妊娠期では保健センターの方に、生まれた後はこども未来課のこども相談係で対応していましたが、それが同じセンター内で対応できることになります。

それが理想だという風に考えてはいますけれども、事業がまだ動いていませんので、4月1日にそれを目標として取り組んでいきたいと思っております。

○金子（和）委員

室長と室長補佐は必要でしょうか。

○事務局（堤田部長）

設置の要件として、センター長と統括支援員については配置するということになっていきますので、配置をします。

統括支援員に関しては、候補者として考えている職員に今年度研修を受けてもらっています。こども家庭センターが今後取るべき役割について検証してもらっています。

○金子（和）委員

市民の皆さんにどのようにお伝えしていく予定でしょうか。

○事務局（高橋課長）

設置やサービスに関しては、広報に掲載するなど、都度告知をしていきたいと思っています。また、子ども・子育て会議の場でも御意見をいただきながら進めていければと思っています。

○嶋崎会長

実際に評価をするというのは、来年、再来年度になる形でしょうか。

○事務局（堤田部長）

評価に関しては1年遅れになると思います。ただ、この会議に関しても年に4回ほど開催されていますので、その中で意見をいただければと思います。いただいた意見をもとに改善を行うことは年度途中でもできますが、正式な評価は令和8年度になるかと思っています。

○嶋崎会長

情報共有が非常に大事になると思いますので、ぜひ情報交換の場も設けていただきたいです。

そのほか、事務局からの連絡事項はございますか。

○事務局（堤田部長）

今年度の末をもちまして、委員の皆様の2年間の任期が満了ということになります。

そこで、御礼の御挨拶をさせていただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、今回策定したこちらの計画、それと第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画の事業評価にあたりまして、様々な御意見賜りまして、誠にありがとうございました。皆様の御協力を持ちまして、朝霞市こども計画につきましても策定することができました。

来年度からは、このまちで育ってよかった、育ててよかったと実感していただけるような子ども・子育て支援施策について取り組んでまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましても、今後も朝霞市の子ども・子育て政策につきまして、御理解と御協力を賜れればと考えております。2年間、本当にありがとうございました。

○嶋崎会長

以上で議題は全て終わりましたが、最後に、全体を通して何か御意見ありますでしょうか。

うか。ないようですので、会議を終了させていただきます。最後に、本会議の議事録等の手続きにつきましては、会長及び副会長に御一任いただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

○司会（石田補佐）

ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましても、長時間の御審議ありがとうございました。

以上で、第4回朝霞市子ども・子育て会議を終了いたします。